

尼崎市教育委員会 12月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和6年12月23日 午後3時36分～午後5時15分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	白 畑 優
	委 員	太 田 垣 亘 世
	委 員	中 平 了 悟
欠席委員等	教育長職務代理者	徳 山 育 弘
	委 員	正 岡 康 子

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	安 田 博 之
教 育 次 長	東 政 信
管 理 部 長	佐々木 修
参 与	能 島 裕 介
社 会 教 育 部 長	橋 本 貴 宗
社 会 教 育 部 参 与	高 橋 利 浩
企 画 管 理 課 長	伊 元 俊 幸
職 員 課 長	西 川 欣 伸
就 学 前 教 育 課 長	谷 章
ス ポ ー ツ 推 進 課 長	本 田 勝 也
社 会 教 育 課 長	吉 岡 辰 郎
こ だ も 青 少 年 部 長	朴 志
こ だ も 青 少 年 課 長	浅 田 崇 之
保 育 企 画 課 長	山 根 大 輔

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 報告第2号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- (2) 報告第3号 令和6年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
- (3) 議案第53号 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 協議・報告

- (1) 尼崎市こども・若者総合計画（素案）について
- (2) 尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後3時36分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長	本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。 日程第2「議事」の「議案第53号 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。
教育委員	異議なし
白畑教育長	異議なしと認めます。よって、「議案第53号」は、会議規則第6条の2第1項第2号に該当するため、公開しないことと決しました。また、日程第3「協議・報告」の「尼崎市学校運営協議会委員の委嘱について」は内容に個人情報が含まれますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。
教育委員	異議なし
白畑教育長	異議なしと認めます。よって、本件は、会議規則第6条の2第1項第4号に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。
白畑教育長	それでは、これより日程に入ります。まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。11月定例会および臨時会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりです。中平委員から修正がございまして、修正内容を反映しています。
白畑教育長	それでは、これよりお諮りいたします。11月定例会および臨時会の議事録を承認することに異議ございませんか。
教育委員	異議なし
白畑教育長	異議なしと認めます。よって、11月定例会および臨時会の議事録を承認することにいたします。次に、日程第2「議事」の「報告第2号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。西川 職員課長。
職員課長	職員課長でございます。それでは、報告第2号「尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。本議案は、令和6年の給与改定に伴う条例改正について市長に申し出るにあたり、緊急やむを得ないため、尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条第2項の規定により、教育長において臨時に代理したことから、同項後段の規定に基づき、報告し、承認を求めるものでございます。それでは、議案書の12ページ、議案説明資料をご覧ください。まず、1の改正理由でございますが、令和6年の人事院勧

告及び兵庫県の人事委員会給与勧告を受けて、国家公務員及び兵庫県の教育職の給与改定が実施されるため、国家公務員及び兵庫県の教育職の取扱いに準じて、本市教育職員の給与について改定を実施するものでございます。次に２の改正内容についてご説明を申し上げます。１点目は、給料表の改定でございます。本市の教育職員の給与につきましては、人事交流のある兵庫県との均衡を保つため、兵庫県の教育職給料表と同様の改定を行うものでございます。兵庫県においては、国の俸給表の改定に準じて引き上げを行うもので、初任給を始め、若年層に重点を置いて、すべての世代で、引上げのための改定を行います。２点目は、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定でございます。これは、現行の支給月数を人事院勧告の支給月数に合わせるもので、期末手当及び勤勉手当の支給月数を合計０．１月分、定年再任用短時間勤務職員にあっては、合計０．０５月分引き上げるものでございます。表をご覧ください。定年再任用職員につきましては、現行の年間の支給月数、４．５月から４．６月に、再任用職員については、２．３５月から２．４月に改定いたします。人事院勧告において増加した月数は、今年度は１２月期に支給月数を引き上げ、令和７年度以降は、６月期と１２月期で均等になるよう、支給月数を調整するものでございます。次に、これらの改正に係る施行期日でございます。これらの改正後の規定は、公布の日から施行することとしております。ただし、令和７年度以降の期末手当及び勤勉手当に係る改正については、令和７年４月１日といたします。なお、給料表並びに令和６年度の期末手当及び勤勉手当に係る改正については、令和６年４月１日から適用することとしております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

白畑教育長 １１月前後に閣議決定が行われたら、１１月の定例会でお諮りした後に教職員の給与改定に伴う改正条例を１２月議会に出しますが、閣議決定が流れて１２月議会の追送議案となりましたので、急遽私の方で専決をして今回の報告とさせていただきます。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。

白畑教育長 お諮りいたします。「報告第２号」を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 よって、「報告第２号」は報告のとおり承認いたしました。次に、「報告第３号 令和６年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について」を議題とします。
伊元 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。それでは、報告第３号「令和６年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について」につきまして、ご説明申し上げます。本件は、令和６年度尼崎市一般会計における教育関係補正予算について市長に申し出るにあたり、緊急や

むを得ないため、尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条第2項の規定により、教育長において臨時代理したことから、同項の規定に基づき報告し承認を求めるものでございます。報告第2号とも関連いたしますが、12月補正予算の趣旨といたしましては、令和6年度人事院勧告及び兵庫県人事委員会給与勧告を受けた本市給与条例の改正、期末勤勉手当の支給率の改正に基づく人件費補正と合わせて4月1日以降の人員構成等における当初予算からの現員現給差等を補正するものでございます。22ページをお願いいたします。第1表 歳出予算予算補正でございます。50款 教育費のうち教育委員会事務局所管分でございますが、補正前の額182億1911万6000円から今回の補正額2億9618万3000円を増額し、補正後の額を185億1529万9000円とするものでございます。なお、各項における補正額等につきましては同表記載のとおりでございます。以上、簡単ではございますが、令和6年度尼崎市一般会計教育関係補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

中平委員 先ほど報告があった人件費分が今回の補正に反映されているという理解でよいか。

職員課長 おっしゃるとおり、先ほど申し上げた条例改正を反映した場合にこの金額の補正が必要となります。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。

白畑教育長 お諮りいたします。「報告第3号」を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 よって、「報告第3号」は報告のとおり承認いたしました。ここで職員の入替えを行います。

白畑教育長 議事を再開いたします。次に、日程第3「協議・報告」の「尼崎市こども・若者総合計画（素案）について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

浅田 こども青少年課長。

こども青少年課長 こども青少年課長でございます。「尼崎市こども・若者総合計画（素案）」につきまして、資料にございます「概要版」を元にご説明申し上げます。令和5年4月に「こども家庭庁」が創設され、こども施策の基本理念や基本事項を定めた包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。本計画は、その規定に基づく市町村計画

として、策定するものでございまして、「本市のすべてのこども・若者が健やかに育ち、笑顔がかがやくまちとなる」よう、こども・若者、またその保護者・養育者に関する支援も含めた、本市のこども施策全般について、まとめたものでございます。計画の策定にあたりましては、こども・若者自身にとっても親しみやすく、内容を理解しやすいものとなるよう、イラストを増やしたり、コラムも多く取り入れるなど、工夫をさせていただいております。それでは、1の「尼崎市こども・若者総合計画とは」をお願いいたします。本計画は、これまでの本市のこども・若者に係る取組を引き継ぎつつ、「こども基本法」や「こども大綱」を踏まえ、本市の考えや取り組んでいくことをまとめたものでございます。2の「計画の位置付け」をお願いいたします。国が策定しました「こども基本法」や「こども大綱」を勘案した上で、本市の既存の計画であります、「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画」と「尼崎市子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定しております。また、下の図にありますとおり、本計画は、「尼崎市総合計画」の分野別計画として整合を図るとともに、教育委員会の関連計画としましては、本年2月に策定された「尼崎市就学前教育ビジョン」や現在策定中の「尼崎市教育振興基本計画」の内容を踏まえ、整合を図って策定しております。次に、3の「本市におけるめざす姿」についてでございます。本市では、平成21年に「尼崎市子どもの育ち支援条例」を制定しております。この条例は、こどもの人権を尊重することを基本に、こどもの育ちを地域社会全体で支える仕組みを定めることにより、すべてのこどもたちが健やかに育つ社会の実現に寄与することを目的としています。この条例の中で定められております基本理念や目的は、このたび国が制定した「こども基本法」や「こども大綱」の基本的な考え方と広く整合していることから、本計画におきましても、本市のめざす姿として、本市がすでに定めております、この条例の前文に記載している文言を踏まえ、「こども・若者の笑顔が輝くまち あまがさき」を実現することを、めざす姿といたしました。4の「計画の期間」につきましても、令和7年度から令和11年度までの5年間としております。続きまして、2ページ目の「5 計画の推進」についてご説明いたします。計画の推進にあたりましては、表の網掛け部分に記載のありますとおり、5つの取組の柱で構成しております。1つ目が「こども・若者が権利の主体であることを共有し、その権利の啓発に取り組む」というものでございます。2つ目が「安全に安心して生み育てることができる環境づくり」3つ目が「子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり」4つ目が「すべてのこどもが健やかに育つ環境づくり」5つ目が「こどもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり」となっております。この5つの柱は、総合計画における施策の展開方向として定めた4つの柱に加えまして、「こども基本法」や「こども大綱」でも基本理念となっております「こども・若者が権利の主体であること」に関する取組を1つ追加して、合計5つの取組の柱として設けております。その5つの柱の中に「取組の方向性」を設けておりまして、計画の本編ではもう少し詳しく記載しておりますが、それぞれの「取組の方向性」において、「現状」と「課題」を整理した後に、計画期間における「主な今後の取組」を記載しております。お時間の関係もございますので、2点ほど、ピックアップしてご説明申し上げます。まず、1つ目の取組の柱であります「こども・若者が権利の主体であることを共有し、その権利の啓発に取り組む」の項目につきましても、取組の方向性として、「③こども・若者の意見聴取・意見表明の機会の確保及び

政策への反映」を挙げております。右側の、「主な今後の取組」としまして、2つ目のポツで「オンラインによって、こども・若者が気軽に意見表明できる「コドモワカモノボイスアクション」という意見交換プラットフォームを開設し、運用してまいりたいと考えております。また、若者の声を聴く事業として既に実施しております「ユースカウンスル事業」でも活用することにより、参加者のすそ野を広げ、こども・若者の声を聴くための枠組みを構築してまいりたいと考えております。次に、5つ目の取組の柱であります「こどもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり」の項目につきましては、取組の方向性として、「①学ぶ力と健やかな体の育成」と「②個の尊厳や人権が尊重され、ひとりひとりが自分らしく生きることができる教育の推進」などを挙げております。右側の、「主な今後の取組」としまして、学びの多様化学校の令和8年度の開校に向けた取組や、学びの多様化推進に向けた取組を記載しておりますほか、いじめの未然防止の取組などについて進めていくこととしております。これらの項目につきましては、現在、教育委員会において策定されております、第2期の「教育振興基本計画」と整合を図るべく、こまめに連携させていただきながら、盛り込む内容を調整させていただいております。続きまして、4ページの「6 こども・子育て支援事業計画」についてでございますが、この「こども・子育て支援事業計画」は、平成27年度に施行された「こども・子育て支援新制度」の趣旨に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進するために、こども・子育て支援法の規定に基づいて定めた、市町村子ども・子育て支援事業計画でございまして、教育・保育の量の見込み及びその確保方策や、地域子ども・子育て支援事業につきまして、約5ページにわたり記載させていただいております。お時間の関係もございますので、詳細につきましては、ご清覧ください。最後に、「8 計画の推進に向けて」でございます。本計画の推進にあたりましては、関係機関・団体等との連携を深めながら、施策の計画的な推進に取り組んでまいります。また、計画の進捗状況につきましては、「市長」と「教育委員会」双方の付属機関である「尼崎市子ども・子育て審議会」に報告し、専門的な見地や市民目線での意見・提言をいただきながら、次年度以降の施策の推進に活用し、PDCAを回してまいりたいと考えております。なお、本計画素案につきましては、現在、パブリックコメントを実施しております。来年1月下旬に、「尼崎市子ども・子育て審議会」にてパブリックコメント等の意見を踏まえた審議を経まして、同審議会からの答申をいただく予定となっており、その後、来年3月に市として正式に計画を公表していく予定としております。私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

中平委員 一つ目はこども・若者が権利の主体であるということ、それ以外の四つは環境づくりという柱になっているが、この柱はどういう理念や背景によって定められたのか。

こども青少年課長 一つ目の柱である「こども・若者が権利の主体であることを共有し、その権利の啓発に取り組む」につきましては、こども基本法やこども大綱の趣旨を踏まえて追加し

たものになります。すべての前提となるような形で柱にさせていただくものです。他の四つの柱につきましては、第6次尼崎市総合計画の中にある子ども・子育て支援の施策の展開方向とリンクさせています。

中平委員 尼崎市総合計画を基に今回の計画を作ったということだが、そもそもの総合計画はどういった理念でこの柱を立てたのか。

こども青少年課長 総合計画を基に定めた四つの柱のうち、一つ目は「安全に安心して生み育てることができる環境づくり」ということで、出産、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援というものをイメージしています。二つ目の「子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり」は、保育施設や児童ホームなどの環境づくり、保育士の定着や確保など子育て家庭の負担軽減という趣旨で挙げております。三つ目の「すべてのこどもが健やかに育つ環境づくり」は、いくしあでの支援や、保健、福祉、医療、教育などの総合的な支援ということで挙げております。四つ目の「こどもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり」は、いじめの問題や学力向上など学校や教育委員会にかかる部分となっています。このように、こども・若者に関わる施策を、ライフステージごとにまとめているということで認識しています。

中平委員 こども・若者だけを対象にするのではなく、環境づくりを政策の柱に置いている点が非常に特徴的で良い部分だと思う。先日の総合教育会議でも、子どもの責任や努力不足ではなく生きづらさの理由は社会環境にあるという包摂的な理念をもとに、教育大綱のあり方について議論を行ったところである。先ほど教育基本計画とも整合を図るという説明をいただいたので、本計画が環境づくりに焦点を当てているのであれば、理念的なすり合わせも含めて検討をお願いしたい。

こども青少年課長 委員のおっしゃるとおり、最初の柱はこども・若者が権利の主体であるということ、啓発や様々なワークショップをして直接的にアウトリーチで働きかけていきたいと思っているところです。二つ目の柱以降も保育所の体制づくりなど、体制整備ということも十分に含んでいる内容になっていますので、市の事業として子育てしやすい、また保育しやすいようにいろんな環境を整えていくという目線で作っています。教育振興基本計画と同じタイミングでの策定となりますので、両計画の内容に齟齬がないよう教育委員会と連携してやっていきたいと思います。

太田垣委員 「こども・若者」の定義はどの範囲を指すのか。

こども青少年課長 こども基本法では、子どもの定義は18歳とか20歳までとかではなく、「心身の発達の過程にある者」という表現になっております。18歳や20歳までだとその段階で支援が途切れてしまうこともあるので、そういったことがないようにという趣旨であると理解しています。そのため、「こども計画」という名称でも対象者を網羅できる形ではありましたが、今回、「若者」という言葉も名称に付けさせていただきました。この「若者」という言葉をあえて付けたのは、本市ではユース交流センターでの取組

でも若者の声を聞くということを大事にしていますので、今回の計画が学童期の方や小さい子どもだけのイメージとならないよう、青年期、思春期の方も含めて対象に入っているということをメッセージとして示すため、あえて「若者」という言葉も付けさせていただいたところです。

太田垣委員 子ども・若者が抱えている問題や課題によって、市側がこれは子ども・若者の領域に入っているというように判断されるのか。

こども青少年課長 いくしあでの相談、ユース交流センターで日常の居場所の中での相談などありますが、相談を受ける中で判断して必要なところにつないでいくということになります。

太田垣委員 逆に、この子はもう大人だと思われるような子でも、ご両親が子どもの相談ですと言えば対象に入るということか。

こども青少年課長 いくしあでは18歳までという形を受けておりますけども、実際ひきこもり支援などはもう少し上の年代まで対応していますし、ユース交流センターでも基本的に30歳ぐらいまで対応させていただいております。年齢が何歳だから受けないということはないですし、相談内容が別の部署であればきちんと引き継ぐという形をとっています。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。伊元 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会12月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、28ページをお開き願います。まず、総務関係でございます。12月16日に「第2回阪神7市1町教育長協議会」が開催されました。議会関係では、12月4日から6日にかけて一般質問が行われ、質問内容は、「不登校対策について」や「小中学校のチーム担任制について」、「教職員の働き方について」など多岐にわたり、答弁作成数は32件でした。また、11日に文教委員会が開催され、「和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定について」と「物件の買入れについて（追認）」をご審議いただきました。文教委員協議会においては、「第2次尼崎市教育振興基本計画（素案）」や「学びの多様化学校の設置準備に係る検討状況」、「尼崎市版地域クラブ活動の方針」についての報告を行いました。次に、学校教育関係でございます。11月29日に「兵庫県造形教育研究大会公開保育・公開授業」が開催されました。また、20日には、尼崎市中学校給食献立コンクールの表彰式を執り行いました。次に、社会教育関係でございます。12月10日と17日に、立花北小学校、わかば西小学校で第1回学校運営協議会を開催いたしました。最後に、今後の主要行事予定でございます。1月8日及び14日に、市立学校園の始業式を予定しています。教育委員会関係につきましては、1月20日に「教育委員協議会」の開催を予定して

います。なお、協議内容については未定のため、決定次第、お伝えさせていただきます。また、1月27日15時30分から教育委員会1月定例会の開催を予定しています。

続きまして、令和7年度主要事業の調整状況についてご説明いたします。令和7年度の予算にかかる主な事業の調整状況について、12月18日から1月7日にかけてパブリックコメントを実施中でございます。資料の5ページをお願いします。令和7年度の主要事業は庁内全体で90件ございまして、そのうち教育委員会は20件となっております。ここから個別の事業内容となりますので、27ページをお願いします。以前にもご報告済の案件でございますが、地域クラブ活動の推進ということで今回挙げさせていただいております。背景・目的については、本市市立中学校の生徒が、将来に渡ってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、「地域クラブ活動」の取組み推進し、部活動からの移行を進めていくものでございます。二つ飛ばしまして33ページをお願いします。ここから多文化共生関係の事業になります。学校における多言語対応の充実としまして挙げております。背景・目的については、増加し続ける日本語指導を必要とする児童生徒への対応ということで、事業内容は右側の事業イメージをご覧ください。こどもに配付している一人1台端末にポクトーク f o r s c h o o l という通話アプリを導入しまして、先生の授業がそのまま訳されて表示されるというようなものでございます。また、これとは別にポクトーク S という小型の携帯型通訳機器を各学校に配布しまして、必要に応じて使っていただくものでございます。右下の多文化共生支援員につきましては、サポートするための支援員を増員する予定でございます。34ページをお願いします。多文化共生に関連しまして、右側の事業イメージで①日本語指導に関する教職員研修の充実、②日本語指導が必要な児童等への支援と書いております。②は相談、助言を行う学校運営アドバイザーがございまして、日本語指導が必要な場合のサポート含めて体制を充実させていくというものでございます。35ページをお願いします。多文化共生教育支援推進指針の策定ということで、従前から学校における在日外国人の教育について市の考え方をまとめるべきというご意見を多数いただいております。阪神間他都市では尼崎以外すべて策定しているという状況も含めまして、本市の学校教育における多文化共生教育の考え方を示していくというものでございます。37ページをお願いします。学校給食翻訳業務委託の実施ということで、給食に関しましてアレルギー対応等に関する情報を翻訳する業務を外部委託しまして、翻訳した情報を児童生徒及び保護者に提供するものでございます。38ページをお願いします。読解力育成実践モデル校事業の実施を挙げております。背景・目的について、今までの全国学力・学習状況調査やあまっ子ステップアップ調査の結果から、読解力や基本的な知識を活用した応用などの部分に課題があるということがわかってきましたので、読解力を養うために市内の中学校からモデル校を4校選り新聞を活用したデジタル教材などを導入して、一定モデル事業として実施するものでございます。39ページをお願いします。実践的な英語教育の充実を挙げております。今年度まで英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業として実施していた内容が①英検の受験料を補助する英検チャレンジ事業、②オンライン英会話事業、③市立高校生を対象としました海外等語学研修派遣事業でございます。この内容から英検の受験料を補助する事業を廃止しまして、オンライン英会話事業を充

実させるものでございます。二つ飛びまして、42ページをお願いします。令和8年度からの学びの多様化学校の設置に向けた準備ということで、来年度も引き続き取り組んでまいります。43ページをお願いします。小中学校へのエレベーター設置ですが、特別支援教育の基礎となる環境整備のため、学校のバリアフリーを進めるものでございます。要求ベースでは中学校1校、小学校3校のエレベーター整備を予定しておりまして、対象校および事業費については調整中でございます。44ページをお願いします。あまよう特別支援学校における医療的ケア体制の充実を挙げております。これまで人工呼吸器を常時使用している児童生徒につきましては保護者の付き添いをお願いしていましたが、常時付き添いがなくとも安心して学校生活を送れるように体制の充実を図っていくものでございます。45ページをお願いします。尼崎双星高等学校特色づくり推進事業(DXハイスクール)を挙げております。事業内容について、将来的には超小型人工衛星の開発、運用を目指し、プログラミング教育、連携協定先の大阪公立大学等との技術交流、宇宙開発に関わる設備整備などを進めていくものでございます。事業費は950万円で、国庫補助を使って実施するものでございます。46ページをお願いします。学校における保護者からの提出書類のデジタル化を挙げていますが継続検討となっております。次年度以降の実施に向けて検討中でありまして、小・中学校と保護者との間でやりとりしている書類を情報セキュリティや保護者の負担軽減の観点から、スマートフォンやタブレットなどオンラインで提出し、学校側もデータで管理をするというものでございます。なお事業費の4,037万は継続検討のため、来年度の予算ではついておりません。47ページをお願いします。民間施設を活用した学校水泳事業のモデル実施を挙げております。学校のプールが老朽化して建設改修が求められていますが、水泳の事業については教員の指導力、負担軽減といった課題があるため、民間の施設を活用して水泳の授業を一部外部委託化し、モデル実施していくものでございます。48ページをお願いします。体育館空調の整備ですが、事業内容のとおり、令和7年度から中学校及び高等学校の体育館に空調を整備する方向で取り組んでおります。なお事業費は調整中でございます。一つ飛びまして、50ページをお願いします。夜間中学生徒への就学援助の実施を挙げていますが継続検討となっております。成良中学校琴城分校に通う生徒に対しまして学用品費補助を検討していましたが、内容の精度を上げて再度挙げていく形で考えております。主要事業の調整状況につきましては以上です。

最後に、資料はございませんが、12月の文教協議会で教育振興基本計画の策定状況報告をさせていただきましたので、議員からいただいたご意見を4点申し上げさせていただきます。1点目は徳山委員もおっしゃっていましたが、子供たちの権利が守られているというメッセージを色濃く出してはどうかというご意見がありました。2点目は本編に書いている成果指標の中で、その指標を採用した理由や、現時点でまだ定めきれてない指標をいつ決めてどうしていくのかというご質問がございました。3点目は教育委員会でもご意見いただきましたが、サブタイトルの部分で“あまた”という言葉がわかりにくいのでもう少し検討してはいかがかというご意見がございましたが、こちらは含意を丁寧に説明する中で、「よくわかった」「思いは十分伝わった」との発言をいただきました。4点目は細かい部分になりますが、策定過程における市民アンケートの実施内容やフォントの大きさ、判例をもう少し多くつけてはどうかと

いうご意見をいただきましたが、構成とか考え方に関わるようなご指摘はございませんでした。以上、3件のご報告でございます。

白畑教育長 報告は終わりました。報告内容について質疑はありませんか。

中平委員 主要事業のところで給食と多文化共生の話があったが、宗教上の食の制限などハラールとかは政策として意識されているのか。

企画管理課長 給食につきましては、日本語の献立しかないという現状に着目して多言語化するものでございまして、ハラールをどうするかといったところまで踏み込んでおりません。

太田垣委員 実際ハラールの生徒はいるのか。

企画管理課長 人数はわかりませんが、いるとは思います。

太田垣委員 現地のハラールは1回使ったお皿は使えないとか、特別室で作らないといけないという条件があるので日本では限界があると思っている。給食ではかなり難しいことなので、敬虔な信者さんならその子達は自己責任ということになるのではないかなと思う。

中平委員 実際ハラールは難しいと思う。ただ、もし自己責任でというふうになると、その信仰を持ってる子供だけ特別に負担が増える状況になり、排除がそこで生じてるみたいになるので、経済的な負担のところでカバーするかという議論にもなる。その辺はこれから多文化共生を掲げるうえで意識しておかないといけない問題である。

白畑教育長 今回、多文化共生が多数挙がっているのは、市長の方で多文化共生パッケージというのを別に打ち出しているからです。教育の施策はそのパッケージに結構入っているので教育予算と別枠の予算がつき、ほとんど採択されたという経過があります。

太田垣委員 通訳機器は全生徒のGIGAスクールのタブレットに入れて、その機器を通しながら授業を聞くのか。

企画管理課長 全員ではなく、日本語翻訳が必要な児童生徒のために複数アカウント用意していて、発言の対訳が画面にリアルタイムで出てくるといった形になります。

太田垣委員 昔は全然違うニュアンスで翻訳されているものもあったので、機器の精度が上がっていればと思う。あと、日本語指導の研修はどういった先生が受けることになるのか。

企画管理課長 日本語教育自体の研修というよりは、配慮や接し方に関する研修が教職員に必要なという認識に基づいての取組となります。

太田垣委員 今回の主要事業は日本語が話せない生徒だけへの努力や支援というのが見受けられるが、その他の生徒が異文化理解をするというのも必要だと思う。生徒が学びに行くのではなく、放課後に日本語教室とか作ってもらって日本語を学んでいただくことはできないのか。

企画管理課長 今回の主要事業ではないが、ダイバーシティ推進課の事業で今年度から放課後に日本語指導を行っております。

太田垣委員 言葉ができないことによるいじめが起こると治安が乱れて社会が悪くなるので、最初のところをしっかりとっておかないといけない。

中平委員 今、太田垣委員がおっしゃったことはとても重要なことだと思う。法務省が出している多文化共生の動画でも同じようなことが議論されていて、今回の政策は支援が必要な側に対するアプローチをしていくものとなっているが、ホスト側の日本人がゲスト側の文化を理解するということも意識していく必要があるかなと思っている。

白畑教育長 教職員の研修でそういう部分を学んでもらうことも必要かもしれない。

中平委員 今回、小学校給食の調理業務とかも含めてアウトソースが進んでいくような政策が多いという印象を受けた。これは市の方向性みたいなものか。

企画管理課長 市全体でそういう方向に進んでおります。

白畑教育長 学校給食は民間委託の方向性が大分前に決まっていて、順次実施しているところです。

白畑教育長 他に質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。それでは、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

白畑教育長        以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもって、尼崎市教育委員会 12 月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会 12 月定例会の議事の全部を終了したので、午後 5 時 15 分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会 12 月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。